

(様式1)
許認可等の基準

(新設)

		担当課	農地・担い手対策室	係・内線	農地調整係 3931
法令名	農業振興地域の整備に関する法律	根拠条項	8-4		
許認可等	市町の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の策定の同意				
<p>(根拠規定)</p> <p>(市町村の定める農業振興地域整備計画)</p> <p>第八条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。</p> <p>2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分</p> <p>二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項</p> <p>二の二 農用地等の保全に関する事項</p> <p>三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項</p> <p>四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項</p> <p>四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項</p> <p>五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの</p> <p>六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項</p> <p>3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあつては、前項第二号から第六号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。</p> <p>4 市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>第1 農用地区域の用途区分（法第3条）</p> <p>農用地区域は、農用地等として利用すべき土地の区域であり、農用地等とは法第3条各号に掲げる土地をいうが、次のとおりである。</p> <p>1 法第3条第1号に掲げる土地（農用地）</p> <p>法第3条第1号に掲げる土地は、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規する「農地」及び「採草放牧地」に該当するものをいう。</p>					

2 法第3条第2号に掲げる土地（混牧林地）

法第3条第2号に掲げる土地は、主として木竹の生育に供されるものであって、従として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地をいう。

3 法第3条第3号に掲げる土地（土地改良施設用地）

法第3条第3号に掲げる土地は、同条第1号又は第2号に掲げる土地における土壌浸食、地すべり等の災害を防止するために必要なため池、排水路、階段工、土留工、防風林等及び土地の農業上の効用を高めるために直接必要なかんがい排水施設、農道、牧道等の施設の用に供される土地（以下「土地改良施設用地」という。）をいう。

4 法第3条第4号に掲げる土地（農業用施設用地）

(1) 法第3条第4号に掲げる土地は、畜舎、蚕室、温室（床面がコンクリート敷のものを含む。）、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農地法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設、堆肥舎、サイロ、農畜産物の集出荷、加工、貯蔵又は販売のための施設、農畜産物を材料として調理されたものの提供のための施設、農機具等収納施設等、規則第1条各号に掲げる施設の用に供される土地（以下「農業用施設用地」という。）をいう。

(2) 規則第1条第1号の「閉鎖された空間において生育環境を制御」とは、施設内の光、温度、湿度、二酸化炭素濃度その他データを測定した結果に基づき、季節や天候に左右されず、農産物を計画的かつ安定的に生産できるような生育環境を作り出すことをいう。

なお、温室で生育環境を制御して農産物を生産する施設（いわゆる太陽光利用型植物工場）は、温室と植物工場の双方に該当する。

(3) 規則第1条第3号に規定する施設は、次に掲げる施設であって、当該施設を設置・管理する農業者（以下(3)において単に「農業者」という。）が農業生産を行う上で必要不可欠なものをいう。

① 規則第1条第3号イに掲げる施設

規則第1条第3号イに掲げる施設は、農畜産物を原材料として製造（加工）を行う施設であって、原材料のうち農業者自らの生産する農畜産物等（農業者自らの生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物をいう。以下同じ。）の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるものをいう。

② 規則第1条第3号ロに掲げる施設

規則第1条第3号ロに掲げる施設は、次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 農畜産物を販売する施設であって、販売する農畜産物のうち農業者自らの生産する農畜産物等の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの

イ 農畜産物を原材料として製造（加工）したものを（以下「加工品」という。）を販売する施設であって、販売する加工品のうち農業者自らの生産する農畜産物等加工品（原材料のうち農業者自らの生産する農畜産物等を量的又は金額的に5割以上使用して製造（加工）した加工品をいう。以下同じ。）の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの

③ 規則第1条第3号ハに掲げる施設

規則第1条第3号ハに掲げる施設は、次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 農畜産物又は加工品を提供する施設であって、提供する農畜産物及び加工品のうち農業者自らの生産する農畜産物等及び農業者自らの生産する農畜産物等加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの

イ 農畜産物又は加工品を材料として調理されたもの（以下④において「料理」という。）を提供する施設であって、材料のうち農業者自らの生産する農畜産物等及び農業者自らの生産する農畜産物等加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの
なお、遊興飲食させる施設、深夜営業を常態とする施設等は、該当しない。

- ④ 規則第1条第3号イからハまでの「主として」は、農業者自らの生産する農畜産物等又は農業者自らの生産する農畜産物等加工品の割合の程度を示すものであって、施設の用途の割合の程度を示すものではない。このため、当該施設の一部を農畜産物を原材料とした製造（加工）、農畜産物若しくは加工品の販売又は農畜産物、加工品若しくは料理の提供以外の用に供する場合には、同号イからハまでに掲げる施設には該当しない。例えば、同号ハに掲げる施設と農業者等の居住・宿泊の用に供する建築物等とが併せて設置されている場合は、同号ハに掲げる施設には該当しない。
- (4) 規則第1条第4号に規定する施設には、農業生産活動により生じる家畜ふん尿、稲わら、もみ殻等のバイオマスを利用して堆肥化、発電等を行う施設も該当する。
- (5) 農用地又は農業用施設の管理又は利用のために必要不可欠な施設であって、当該農用地又は農業用施設に併設して設置されるものについては、規則第1条第5号に規定する休憩所、駐車場及び便所以外の施設も農業用施設に該当する。
- (6) 農業用施設用地に該当するものと該当しないものの別については、農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号）参考様式集のとおりである。

第2 農用地区域として定める土地（法第10条第3項）

農用地区域として定める土地は、法第10条第3項各号に定めるとおりであるが、その運用に当たっては、次の事項のとおりである。

1 集団的に存在する農用地

集団的に存在する農用地については、農用地が連たんすることによる農作業の効率性等の面から優良な農用地として農用地区域とするものであり、その集団性の規模である10ヘクタール以上（令第6条）であるかどうかの判断に当たっては、このような優良な農用地を今後とも良好な状態で確保することを旨として行うことが必要である。このため、道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等があっても通作等に支障が生じないものである場合には、一団の土地とすること。例えば、国・都道府県道などの道路をもって集団農地の境界とする場合には、幅員、構造等からみて、これらの道路を横断して容易に一連の農作業が行えると認められる場合には、その道路は、団地性を分断する境界とはなり得ない。

2 土地改良事業等の施行に係る区域内的の土地

土地改良事業等の事業が行われた土地は農業生産性が高い土地であることから、農用地区域とするものであるが、一定の整備水準が確保されており、かつ、施行に係る区域の特定が可能であることが必要であることから、国の直轄又は補助に係る事業で土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行後に実施されたものを対象としたものであること。

3 集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内的の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地

法第3条第3号の施設（いわゆる土地改良施設。以下同じ。）の用に供される土地であるが、このうち集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内的の土地に接しているものが一般的に該当するものであること。

4 農業用施設用地

農用地利用計画に含めるべき農業用施設用地については、次のように解されること。

- ① 集団的な農業用施設用地
集団的な農業用施設用地としての規模である2ヘクタール以上(令第7条)については、河川、道路等線的な施設により土地が分断されている場合であっても、その相互間の往来に支障がなく、土地利用上一体的なものとして考え得る場合には、一の団地として扱うことができること。
 - ② 地域の農業生産との関連
農用地区域内の土地は当該地域の農業者による農業生産の必要上計画的に利用するために確保するものであり、個人利用施設であると共同利用施設であるとを問わないが、主としてその農業者又はその農業者の構成する団体が管理利用する施設でないものなど、地域農業者による農業生産との関連が希薄な施設の用地については、なじまないものであること。
 - ③ 農業用施設用地の規模
農業用施設用地の規模については、当該農業用施設の目的、利用者の数等を勘案し、過大とならないようにすることが適当であること。
 - ④ 農業用施設の計画的な配置
農業用施設用地については、地域の農業振興上相当長期にわたって確保することが必要な農業用施設の必要性を見通し、これらの農業用施設の用に供される土地を農用地区域内の農用地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがない土地に計画的に用途を区分し定めた上で、農業用施設の配置を行うことが適当であること。
なお、利用者が広域にわたる農業用施設を配置しようとする場合には、集団的な農用地の縁辺部に配置するようにすることが適当と考えられる。
また、農業用施設用地に係る土地の面積が1ヘクタールを超えないものの用途区分の変更は、令第10条第1項第4号の規定による軽微な変更により行うことが考えられる。
 - ⑤ 混在施設
1個の建築物その他の工作物で法第3条第4号に規定する施設に該当する部分と該当しない部分から構成されている施設の用地は、農業用施設用地にはなじまないものであること。
- 5 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地
農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地として農用地区域を定めるに当たっては、その土地の位置、地形その他の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮するとともに、地域の農業者の意見を十分聴いて、将来のあるべき土地利用の方向を見定めつつ、優良な農用地等の確保に努めること。

第3 農用地区域に含まれない土地(法第10条第4項)

法第10条第4項は農用地区域には含まれないこととする土地を規定しているが、次の事項に留意すること。

1 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域

農用地区域に含まれない土地として非農用地区域を農用地区域から除外するのは、当該非農用地区域の区域が確定した段階に行うことが望ましいことから、土地改良事業計画等の変更により非農用地区域の区域が変更されるおそれがある場合には、換地の確定や事業の完了を待って、当該地を農用地区域から除外することとしても差し支えないこと。

また、非農用地区域内の土地について、土地改良施設用地又は農業用施設用地としてその

用地の確保と計画的な配置を図る場合等、地域の農業振興を図る上で農用地区域に含めることが適当と考えられる場合については、農用地区域から除外しないこととしても差し支えないと考えられること。

なお、非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行うに当たっては、当該非農用地区域の設定のための農用地利用計画の変更により変更後の農用地利用計画に支障を及ぼさないこと、すなわち周辺の農用地区域内の農地の営農環境を保全する観点から一定の要件への適合が確認されることが必要であり、事業実施主体、市町村及び都道府県は、非農用地区域の設定について、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であり（法第13条第2項第1号と同様の要件）、周辺の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がなく（同項第2号と同様の要件）、かつ、周辺の土地改良施設の機能に支障がない（同項第4号と同様の要件）ことを満たすよう努めること。

2 優良田園住宅の用に供される土地（令第8条第1項第2号）

優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の用に供される土地については、農用地区域に含まれない土地とするものであるが、これに該当するのは同法第4条第4項及び第5項の規定による協議が調ったものに限られること。

3 農村産業法等の法律に基づく施設の用に供される土地

令第8条第2項各号に掲げる農村産業法等の法律に基づく計画又は構想においては、施設整備の対象になる区域が定められているが、当該施設の立地により農用地利用計画に支障を及ぼさないことが確認されることが必要であり、具体的には、周辺の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がなく（法第13条第2項第2号と同様の要件）、かつ、周辺の土地改良施設の機能に支障がない（同項第4号と同様の要件）と認められるものに限り、農用地区域の除外が可能になることから、農用地区域から除外する時期は、事業実施主体が確定し、施設の用に供する土地の区域が明確となるなど整備が具体化する段階が適当であること。

また、施設整備の具体化に際し、市町村及び都道府県の内部において、施設整備担当部局と農振担当部局は相互に連絡調整を行うとともに、農振担当部局は上記の要件を満たすことについて十分確認することが適当であること。

なお、施設整備の対象になる区域に含まれる農用地区域内の土地が、規則第4条の4各号に掲げる要件を満たしている事業の施行に係る区域内の土地を含む場合にあっては、これらの事業が、農用地としての土地の区画を整え併せて換地による効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を行い、又は新たに農業生産条件に優れた農用地を創出するなど、農業生産の向上に加えて、農用地の集団化及び農作業の効率化を目的として行われるものであり、一定期間その公共投資の効用を確保することが必要不可欠であることから、これらの事業については、実施中又は工事が完了後8年を経過していない受益地を施設整備対象区域に含まないものであること。

また、土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にあるものにあっては、当該事業が担い手への農用地の利用集積の加速化及び高収益作物への転換を促進するため、事業の効果が長期にわたって最大限発揮されるよう、農地中間管理権の存続期間が一定の期間を超えている等の要件が課されていることから、農地中間管理権の存続期間においては、施設整備の対象となる区域に含めないこと。

4 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供される土地

公益性の特に高い事業に係る施設の用に供される土地のうち、道路、鉄道等の線的施設及び航路標識、灯台、信号のような特定地点に存する点的施設など、その立地がやむを得

ず、農業的土地利用に支障を及ぼすおそれが少ない施設の用に供される土地をいうものであること。

5 市町村が条例に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画において定める施設の用に供される土地

市町村が地域の農業の振興を図る観点から条例に基づき定める「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」において当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設の用に供される土地については、当該計画が、規則第4条の5第1項第26号の2イからへまでに掲げる要件のすべてを満たすこととされ、かつ、同計画において定められている施設が同項第28号イからへまでに掲げる要件のすべてを満たすこととされており、農業的土地利用と他の土地利用との計画的な調整が図られることとなるものであるとともに、市町村が条例に基づく手続により地域住民の合意を得て、地域における農用地等の保全及び効率的な利用を確保しつつ、地域の農業振興を図る観点から定められる地方公共団体の計画であることに鑑み、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であっても農用地区域に含まれないこととするものであること。

6 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に定める施設の用に供される土地

地方公共団体が地域の農業の振興を図る観点から「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（以下「振興計画」という。）」においてその種類、位置及び規模が定められている施設の用に供される土地については、当該計画が、規則第4条の5第1項第27号イからワまでに掲げる要件のすべてを満たすこととされており、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整が図られることとなるものであるとともに、特定の農業者の利益ではなく地域の農業振興を図る観点から定められる地方公共団体の計画であることにかんがみ、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であっても農用地区域には含まれないこととするものであること。

7 市町村整備計画に定める施設

市町村整備計画において定められる法第8条第2項第4号、第4号の2、第5号又は第6号に掲げる事項に係る施設（法第3条第4号に規定する施設を除く。）については、農用地区域に含まれない土地市町村が定める農業振興のための計画である市町村整備計画に基づき整備するこれら施設の用に供する土地についても、振興条例計画及び振興計画と同様、農用地区域に含まれない土地とするものであり、6の振興計画についての要件（規則第4条の5第1項第27号ホからチまで、ヲ及びワ）と同様の要件（同項第28号イからへまで）のすべてを満たすものであること。

なお、市町村整備計画にこれらの施設を定めると同時に当該施設の用に供する土地の区域を農用地区域から除外するものであること。

市町村は、これらの施設の用に供される土地を法第10条第3項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれないものとするときは、市町村整備計画において当該施設の種類、位置及び規模が明らかになるように定めなければならない。

※「法」とは農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、「令」とは農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、「規則」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）。

※必要に応じて法令の解釈等について示した「農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号）」等関係通知に留意し判断する。